

保護者のみなさまへ

市立札幌開成中等教育学校長 西村 里史

返還する必要のない「奨学のための給付金」について

- ◎ 返還する必要のない「給付金」です。
 - ◎ 奨学金や就学支援金(授業料の補助)と一緒に利用することができます。(別の制度です)
 - ◎ 「奨学のための給付金」の申請希望について、**全家庭**アンケートへ回答してください。
- 申請を希望される方は、**後日**申請書類をお渡します。

■ 給付を受けられる方(次の条件に該当する方になります。)

- ◎ 令和8年(2026年)7月1日現在、高校1年(本校4年生)から高校4年までの生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ◎ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税～18万2500円未満である世帯又は生活保護受給世帯のうち「**生業扶助(高等学校等就学費)**」が措置されている世帯。

■ 給付金額(全日制 生徒一人あたりの年額)

生活保護受給世帯のうち生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯	32,300円
保護者等全員の住民税の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	143,700円
保護者等全員の住民税の道府県民税所得割及び 市町村民税所得割が105,500円未満の世帯	47,900円
保護者等全員の住民税の道府県民税所得割及び 市町村民税所得割が105,500円以上182,500円未満の世帯	35,930円

※ 非課税～所得割額182,500円未満の世帯において、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、給付金額が加算されます。

■ 申請希望について ※全家庭回答願います。

すぐーるに添付のアンケートにて申請希望の有無を**8月14日(金)までに**回答してください。

申請を希望されると回答された家庭は夏休み明けに申請書類をお渡します。

申請書類等を記入し、必要に応じて添付書類とともに提出していただきます。

申請書類提出期限: 令和8年9月4日(金)

■ 支給方法

- ◎ 審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
- ◎ 支給は令和8年(2026年)12月下旬までを予定していますが、審査等により前後する場合があります。

■ 家計急変世帯を対象とした奨学給付金制度

家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税～所得割額18万2500円未満である世帯相当であると認められる場合、奨学給付金の対象となります。**申請を希望される方は、事前に状況を確認する必要がありますので必ず事務室へご連絡ください。(開成中等教育学校 事務室011-788-6987)**

7月1日以前に家計急変した場合の申請書類提出期限は上記のとおりですが、7月2日以降に家計急変した場合については**締切日以降も随時申請することができますので、至急御連絡ください。**

※ 生活保護世帯は家計急変の給付金ではなく従来の奨学給付金に申請してください。

詳細につきましては、すぐーるで配信する添付書類と学校HPに掲載しておりますのであわせて御確認ください